



ニュース

コトブキNEWS

～2019.4 月号～



皆さまこんにちは。

平成最後のコトブキニュースになります。

もう、お花見には行かれましたか。今年は全国的に開花が早かったですね。

今回は、花見の起源や由来について調べてみました。

花見は、梅や桃など桜以外の花でも行われますが、主に桜の花に対して使われる言葉です。

奈良時代（710年～794年ころ）中国から伝来した梅を觀賞するお花見が起源とされ、**平安時代**（794年～1185年）に嵯峨天皇が梅の代わりに桜を愛でる「花宴の節」（かえんのせち）を行ったことで、花見の花が梅から桜に代わったといわれています。この頃の花見は貴族の楽しみで、万葉集や古今和歌集には桜を詠んだ歌が数多く残されています。また、平安時代の庭づくりには桜が欠かせないものとなり、京都の寺社や山に桜が植えられたのもこの頃と考えられています。

鎌倉時代（1185年～1333年）にはお花見の習慣が貴族から武士に広がり、**江戸時代**（1603年～1868年）には庶民の楽しみとして定着します。

江戸時代には桜の品種改良が盛んに行われるようになり、江戸後期に染井村（現在の東京都豊島区）の植木屋がエドヒガンサクラとオオシマサクラの交配種「吉野桜」を作りましたが、明治33年に、奈良県の吉野山の山桜との混同を避けるためにソメイヨシノと呼ばれるようになりました。

このソメイヨシノは接ぎ木によって植えるので成長が早く、**明治時代**（1868年～1912年）以降、河川敷や公園、学校などに植えられ全国へ広がっていきました。

25年前に『さくら』という題名の映画がありました。「太平洋と日本海を桜で繋ぎたい」という夢を実現しようと、名古屋市から金沢市までを結ぶバス路線名金急行線が走る街道沿いに桜を植え続けたバスの車掌佐藤良二氏の生涯を基にした作品です。

『さくら道国際ネイチャーラン』といって名古屋城から兼六園の250kmを2日間でマラソンをする大会があります。この大会は佐藤良二氏の遺志を受け継いで、完成に少しでも寄与できればとの趣旨です。

相続相談室

今回のテーマは

＜死因贈与における税金の取扱い＞です。

- Q 母が2年前に亡くなり、法定相続人である私と弟の2人が相続しました。生前、私が母の介護を行ってきたこともあり、母が所有する不動産については死因贈与契約によって私がもらう予定となっていたため、実際にその通り不動産登記の手続きを済ませました。相続税については、基礎控除額以下であったことから、特に申告していませんでしたが、先日、税務署より母から受けた「死因贈与」について贈与税申告のお尋ねが届きました。死因贈与の場合でも、贈与税の申告が必要となるのでしょうか。

- A 死因贈与については、贈与税申告ではなく、相続税申告の対象となります。したがって、税務署に対する返答は必要ですが、贈与税の申告が必要となることは、原則としてありません。

そもそも、死因贈与とは「死亡により効力を生ずる贈与契約」をいいます。贈与は、財産をあげる方(被相続人)と、財産をもらう方との契約によって成立するものです。また、条件付き(負担付き)とすることができますから、例えば介護してくれた子供に財産を遺したいといったケースで利用されることも多いです。

被相続人が財産を遺す方法としては、遺言もありますが遺言はいつでも書き直すことができます。財産をもらう方からしたら、死因贈与の方が権利を確保しやすいという特徴があります。死因贈与により財産を取得して不動産登記を行った場合、その登記原因は「贈与」として登記簿に記されます。

税務署は、不動産の移動状況を不動産登記簿でチェックしておりますので登記原因が贈与であることから、贈与税申告のお尋ねが送付されたものと推察されます。しかしながら、冒頭のとおり死因贈与については、贈与税申告の対象ではないので、この不動産の移動が「死因贈与」であること、相続税申告は「基礎控除額以下である」ことを、お伝えすれば問題ありません。

なお、登記の際に発生する登録免許税については、法定相続人が相続または遺贈により不動産を取得した場合は税率が軽減されますが、死因贈与による場合には、通常の税率が生じることとなります。不動産取得税についても、相続または遺贈により法定相続人が取得する場合は非課税である一方、死因贈与については非課税の措置がありません。これらの税金の違いについてもご注意ください。

(記：町田)

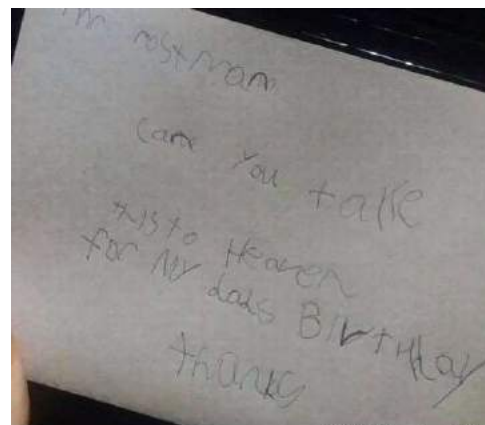
心あたたまる“いい話”第20回

～ 天国のパパへの手紙 “配達完了” の通知が届く ～

英国に住む少年が、4年前に他界した父親にバースデーカードを送ったところ、なんと！郵便局から配達完了の知らせが届いたのである。これは、昨年イギリスであった心あたたまる“実話”である。

その少年の名は、ジェイス君(7歳)。

4年前に亡くなってしまったパパのことを片時も忘れることのできないジェイス君は、パパの誕生日を迎えようというときに、姉(10歳)とともに“天国”にいる父親宛てに「バースデーカード」を送った。



※画像はFacebookより

カードを入れた封筒には、次のように綴ってポストへ投函した。

「ゆうびん屋さんへ。天国にいるパパへ、このバースデーカードをとどけてください。よろしくおねがいます」と。



それから、しばらく経ったある日、ロイヤルメール配達サービス部のミリガン氏から、次のような通知が届いた。

「ジェイス君へ

あなたからのお手紙は、無事に天国のお父様のもとへお届けできたことをご報告いたします。

星や銀河を超えての天国までの配達には困難を極めました、確かにお届けしましたのでご安心下さい。

お客様の手紙を確実にお届けするのが私たちの仕事です。

また天国にお手紙を出す際は、遠慮なくおっしゃって下さい。」

この心温まる手紙を見て、ジェイスくんは大感激していたようだ。

そして、このロイヤルメールの厚意に対して、ジェイス君の母親テリさんはこう語った。

「無事にカードがパパのもとへと送られたと知って、息子がどれだけ感動したことか…

無視していただいて結構でしたのに、どこの誰かもわからない息子のためにここまで心を砕き、お時間を割いていただいたことに感謝しています。

世の中はまだまだ捨てたものではないと改めて感じ、息子にとってはこれ以上ない心遣いをいただきました。

本当にありがとうございました。」

この話題がSNSに投稿されると、32万人もの方がリアクションをし、シェアされた件数も18万件を超えるほど注目を浴びて、さらに話題となった。

「なんて心のコもった、あたたかい対応なのでしょう。」

「ロイヤルメールに拍手を送りたい。」

「思いやりに溢れている。」

「涙が出るほど美しいエピソードだ。」

「本当に世のなか、まだまだ捨てたものではありませんね。」などと、多くの方が心を動かされたのである。

(記：真鍋)

日本の城 北海道・東北地方

日本の建築物を語るうえで、欠くことのできない存在である全国の「日本の城」を特集していきます。今回は、北海道・東北地方の城・城跡をご紹介します。

五稜郭（北海道）



江戸時代末期、オランダの築城書を参考にして設計した洋風平城。

弘前城（青森県）



江戸時代に再建された天守としては関東以北唯一のもので、日本で現存している12天守のうちのひとつに数えられます。

盛岡城跡（岩手県）



盛岡市中心部にあった花崗岩丘陵に築城された盛岡藩南部氏の居城。

久保田城（秋田県）



石垣がほとんどなく堀と土塁を巡らした城で、天守閣をはじめから造らなかった。

白石城（宮城県）



一国一城令が敷かれる中、特例として認められた数少ない城のひとつです。

山形城跡（山形県）



かつて山形城が明治維新後に売却され、歩兵三十二連隊の本営となった際に本丸の堀は全て埋め立てられた。現在はそれを掘り起こして南東の一文字門を復原中である。

会津若松城（福島県）



難攻不落の名城とうたわれた鶴ヶ城は、戊辰の戦役で新政府軍の猛攻の前に籠城一ヵ月、城は落ちなかった。

コトブキホームビルダーでは、**注文住宅**や**事業用住宅**、**集合住宅**など、お住まいの事なら全て対応可能です。お気軽に問合せください。



また、**不動産**のことでしたらグループ会社の**コトブキホームセンター**で、ご相談を承ります。



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください！
ホームページ | コトブキホームビルダー 検索
<http://www.kotobuki-hb.jp/>

☎ **0120-37-5106**
【受付時間】9:00~18:00（定休日：水曜日）



株式会社

コトブキホームビルダー

所在地：東京都目黒区目黒本町 5-7-15

